

<令和 8 年度 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール実施要領>

<主 催> 一般社団法人 愛知県歯科医師会

<対 象>

- ① 当該年度内に満 4 歳から満 6 歳になるすべての幼児、国公私立を問わず、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の幼児・児童生徒の作品
- ② 上記対象者の図画もしくはポスターで個人の作品とし、他団体等の主催するコンクール等に応募していない未発表のもの。

<応募方法>

- ① **愛知県下の「幼稚園・保育園・こども園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「特別支援学校」1校(園)につき各1点** (小学校については低学年(1~3年生)・高学年(4~6年生)各1点、計2点)選定し、別添「応募票」を同封の上、送付してください。
(義務教育学校、中等教育学校は、作者の学年によって教育課程ごとに小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校の部、高等学校の部から各1点)

- ② 中学校、高等学校の部はCG作品の応募も可

- ③ 応募票へ必要事項をご記入ください。

作品裏面には、**学校名、学年、氏名、フリガナ**を明記してください。

(賞状は、応募時に表記された氏名が入ります。ひらがな表記で応募票に記入された場合には、賞状にもひらがなで氏名が入ります。)

※令和 7 年度より応募総数の回答欄を追加しておりますので、ご協力ください。

- ④ 応募作品の規格は画用紙の四つ切りサイズ(CGの場合はB3サイズ)とする。

<送 付 先>

愛知県歯科医師会事務局 事業課 TEL(052)962-9106【事業課直通】

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目5番18号

<提出期限> **令和 8 年 8 月 19 日(水)【必着】**

<選考基準>

- ① 歯・口の健康づくりを通じ、生涯にわたって健康な生活を送るとともに、健康な社会の形成に貢献できるような内容であること
- ② 教育上不適切な表現・描写、人によっては不快感を抱かせるような表現・描写のないこと
- ③ むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通じた歯・口の健康づくりや口腔機能の健全育成、望ましい生活習慣の形成、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、歯・口の健康づくりを通じて生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与する内容であること
- ④ 発達段階に応じた表現であること
- ⑤ 歯・口の健康が全身の健康に欠かせないものであることや、歯みがきを含め正しい生活習慣を身につけることが大事であることを訴えるもの
- ⑥ 表現したいことを適切に伝えるために色や絵の構成に工夫がされていること
- ⑦ 他作品の模倣ではなく、個人のオリジナリティの高い作品であること

<応募の際の注意事項>

- ① 特定の歯科用品名・商品名を記載しないこと
- ② ポスターの場合「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」、また「歯磨き」ではなく、「歯みがき」と記載すること
- ③ 作品は個人の作品とし、他の主催するコンクール等に応募していない未発表のもの
- ④ 作者が当該年度に作成したものに限り、共同作品の応募は受け付けない
- ⑤ キャラクターや画像生成系 AI は著作権等の侵害に当たる恐れがあるので使用しない

<審査>

本会で審査会を設け、各校(園)より選定された応募作品について審査を行い、次のとおり決定する。

最優秀…6点 愛知県歯科医師会会長賞…2点 愛知県教育委員会賞…1点

優 秀…6点 入 賞…30点

愛知県歯科医師会の審査会で最優秀となった作品は、(公社)日本学校歯科医会主催『図画・ポスターコンクール』へ応募します。なお、日本学校歯科医会の審査後、受賞者については同会ホームページ並びに会誌へ、氏名・学校名等掲載されます。

また、(公社)日本学校歯科医会主催『図画・ポスターコンクール』応募作品の著作権は、(公社)日本学校歯科医会に帰属し、学校歯科保健の普及啓発を目的とした活動に使用することがあります。

<表彰>

最優秀・愛知県歯科医師会会長賞・愛知県教育委員会賞・優秀作品は令和9年1月31日(日)に愛知県歯科医師会館で開催予定の「愛知県学校歯科保健研究大会」で表彰する。また、入賞作品は学校へ賞状及び副賞を送付する。

(状況により研究大会の開催形式が変更となる場合があります。)

<作品展示・掲載>

- ・最優秀賞作品は、愛知県歯科医師会館 正面玄関ホールにて展示する。
- ・最優秀賞・愛知県歯科医師会会長賞・愛知県教育委員会賞・優秀賞は本会ホームページへ、作品を掲載する。

展示・掲載の際には、作品と共に園、学校名、学年、氏名を表記しますので、ご了承のうえご応募ください。

<作品帰属>

●応募作品の著作権は愛知県歯科医師会に帰属するが、最優秀作品6点は(公社)日本学校歯科医会に帰属し、学校歯科保健の普及啓発を目的とした活動に使用することができるものとする。

●作品は原則として返却しない。

※規定数以上の提出があった場合、全ての作品を審査対象外としますのでご注意ください

「令和7年度 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール 最優秀作品」

